

第495回川越市農業委員会総会議事録 (公開用)

川越市農業委員会

第 4 9 5 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年2月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時20分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4				13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副 主 幹	宮本 晃宏		
主 査	岩崎 達矢		

1 0 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年2月25日 第495回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

1 1 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 鈴木 初夫

.....

委員 時田 重雄

.....

委員 高橋 正利

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書につ

いては、合計 1 件、2 筆、4 7 5 m²である。農地法第 5 条第

1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1

2 件、2 2 筆、6 , 6 9 3 m²である。農地改良届については、

合計 4 件、7 筆、2 , 6 9 7 . 6 0 m²である。農地法第 5 条の

規定による許可指令書取消願については、合計 1 件、3 筆、

2 , 4 2 7 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの

農業継続証明書については、合計 3 件、1 7 筆、3 0 , 7 2

8 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

は、合計 1 8 件、1 0 0 筆、6 4 , 8 0 9 m²である。詳細につ

いては報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集

積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、申出件数 2 件、筆数 4 筆、

面積 4, 564 m²について申出があった。2件とも使用貸借権設定の申出で、契約期間は、令和7年3月15日から設定されるものである。

整理番号1番は、3筆、1, 910 m²で、約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在40歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約1, 320アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約4 kmである。

整理番号2番は、1筆、2, 654 m²で、約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在74歳で、農業従事日数は、年間200日以上、家族とともに約229アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約150 mである。

以上のことから、整理番号1番と2番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定するこ

とで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について
原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条

第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 2 件、筆数 5 筆、面積 4, 998 m²についての意見照会があった。

整理番号 1 番の借受人は、年齢 35 歳、農業従事日数 150 日、世帯内の農業従事者は 1 人、経営面積は申出地周辺を含む約 31 アールである。

整理番号 2 番の借受人は、年齢 36 歳、農業従事日数 150 日以上、世帯内の農業従事者は 2 人である。平成 29 年から農業に携わり始め、いるま地域明日の農業担い手育成塾を今年の 3 月に卒塾して新規就農するために借り受けるものである。

以上のことから、整理番号 1 番と 2 番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者(受け手)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画(案)は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数9件、筆数15筆、面積9,334㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、975㎡の申請である。譲受人は、現在60歳で、農業従事日数は世帯合計で年間200日以上、約222アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約11kmである。

整理番号2番と3番については、同一人からの申し出のため、まとめて説明する。

整理番号2番については、経営拡張のための所有権移転で、

2筆、489 m²の申請である。譲受人は、現在34歳で、農業従事日数は年間180日以上、約276アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約600 mである。

整理番号3番については、同一農家世帯内での贈与による所有権移転で、2筆、489 m²の申請である。整理番号2番で、農地を譲り受ける話が持ち上がったことから、この機会に、隣地である申請地を整理番号2番の譲受人に譲りたいと申請されたものである。

整理番号4番と5番については、自作地を相互に交換するための所有権移転の申請である。

整理番号4番については、2筆、1,996 m²の申請である。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は年間250日以上、約314アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.8 kmである。

整理番号5番については、2筆、2,144 m²の申請である。譲受人は、現在84歳で、農業従事日数は年間200日以上、約181アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約600 mである。

整理番号6番については、経営拡張のための所有権移転で、2筆、1,493 m²の申請である。譲受人は、現在45歳で、

農業従事日数は年間 1 5 0 日以上、約 9 3 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 k m である。

整理番号 7 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、1 4 5 m²の申請である。譲受人は、現在 5 4 歳で、農業従事日数は年間 1 5 0 日以上、約 1 4 9 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 5 0 m である。

整理番号 8 番については、経営拡張のための所有権移転で、2 筆、8 2 9 m²の申請である。譲受人は、現在 7 2 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 2 4 0 日以上、約 6 9 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 k m である。

整理番号 9 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、7 7 4 m²の申請である。譲受人は、現在 5 0 歳で、農業従事日数は年間 1 5 0 日以上、約 5 5 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 5 0 m である。

以上のことより、整理番号 1 番から 9 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しな

いため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号５番について、調査報告する。２月２２日に、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、自作地を相互に交換し、耕作の効率化を図るためとのことである。譲受人は、現在８４歳で、農業従事日数は、年間２００日以上、家族とともに約１８１アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画している。また、田植機やコンバインなどの、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。さらに、交換する農地の場所を確認し、取得する農地が、手放す農地よりも自宅に近くなることも確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号５番について、意見を申し上げる。２月２２日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、通作距離が11kmと説明されたが、申請地付近に所有農地はあるのか。」との発言があった。

事務局は「道を挟んで向かい側に所有農地があり、適正に管理されていることを現地調査で確認した。」と説明した。

議長はほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から9番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数1件、筆数1筆、面積352㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のため、1筆、374㎡の申請である。申請人は申請地北側にある家にて暮らしている。令和4年に父が亡くなり、経済的に厳しくなったため現住居を売却することから、住宅の建築を計画した。そこ

で、現住居に隣接する申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数10件、筆数16筆、面積2,923.86㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、241㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、388㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、建売住宅新築のための所有権移転で、2筆、498㎡の申請である。譲受人は昭和54年4月に株式会社を設立し、不動産業を主な業務としている。川越市東部地区にて建売住宅の建築を計画した。そこで、大学

病院と小中学校が近くにある申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積1,294.69㎡）で売買にて取得し、建売住宅を5棟建築するとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置させる計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、132.86㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積209.38㎡）で使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で3筆、336㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分に

については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、13㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、山林と一体（合計敷地面積355㎡）で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、109㎡の申請である。譲受人は妻の実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転

で、1筆、409㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、377㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、420㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考え

られる。排水については下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号１番から１０番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第５条第２項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号３番について、建売住宅が建築できるのか。また、農地区分の内容を説明して欲しい。」との発言があった。

事務局は「都市計画法の区域区分前からの宅地であれば建築可能である。また、農地区分は委員研修のときに配布したテキストシリーズに説明がある。」と説明した。

議長はほかに意見を求めた。

委員から「整理番号６番について、山林を含めての事業計画であるが川越市森林公園計画内の山林なのか。」との発言があった。

事務局は「川越市森林公園計画には含まれていない。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号１番から１０番について農地転用に関する許可基準からみた意見につい

ては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第6号

川越市農業委員会運営委員会の委員の選任について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「運営委員が、欠員したことから、運営委員の選任について、川越市農業委員会運営委員会規程第3条の規定により、総会の議決を求めようとするものである」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号川越市農業委員会運営委員会の委員の選任について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第495回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年3月26日

議 長 渋谷 武

委 員 鈴木 初夫

委 員 時田 重雄

委 員 高橋 正利
